
物 品 売 払 入 札 参 加 申 請 要 領

(申請書用紙)

- 1 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状兼）
- 2 使用印鑑届
- 3 物品売払入札参加承認証

※ この要領には大阪広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）の入札参加申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読みください。

※ 本組合の登録内容に変更が生じた場合に必要な事項もこの要領に記載されています。

※ この申請で収集された情報は、大阪広域環境施設組合個人情報保護条例に従い本組合の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されます。

大阪広域環境施設組合

本組合の物品売払入札に参加を希望される場合は、「物品売払入札参加承認証」の交付を受ける必要があります。

交付を希望される方は、あらかじめ「物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状兼）」（添付書類含む）を提出してください。また承認後、登録内容に変更が生じた場合も、「物品売払入札参加申請書」を提出し「物品売払入札参加承認証」の交付を受けてください。

1 申請要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないこと（参照 資料 1）
- (2) 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと（参照 資料 2）

2 申請の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 30 日まで随時受付

※ 郵送の場合は令和 7 年 5 月 30 日（金）到着分まで有効とします。

また、大阪広域環境施設組合の休日を定める条例（平成 27 年条例第 1 号）第 1 条に掲げる本組合の休日を除きます。

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く）

(3) 申請方法

郵送（※事前確認要）または、窓口へ持参ください。

< 郵送の場合 >

事前に誤記等が無いか確認することにより、郵送による受付を行います。以下の受付窓口にて、「物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状兼）」（添付書類含む）をメールまたは、F A X で送付してください。原本の送付については、確認後本組合から連絡します。

登録完了後、「物品売払入札参加承認証」を送付するため、返信用封筒が必要になります。

< 持参の場合 >

[受付窓口]

〒545-0052 大阪広域環境施設組合総務部経理課

(大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 - 5 - 1 あべのルシアス 12 階)

電 話 0 6 - 6 6 3 0 - 3 3 4 9

F A X 0 6 - 6 6 3 0 - 3 5 8 2

E-mail sankashikaku@osaka-env-paa.jp

3 提出書類及び説明

提出書類は次のとおりです。それぞれの説明をよく読んでから提出してください。

提出書類		説明
本 組 合 所 定 様 式	物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状兼）	<p>代表者及び受任者（代表者から常時、契約締結等の権限を委任されている方）が誓約内容を確認のうえ、記入してください。受任者欄は、本社が遠隔地である等の理由により、受任者を設ける場合に記入してください。（受任者は支店長、営業所長または、これに準ずる地位以上の方に限ります。）</p> <p>なお、この用紙に掲げる委任事項を変更することはできません。</p>
	使用印鑑届	<p>実印欄には実印（法務局・市区町村が証明する代表者・本人の印鑑）を押印してください。</p> <p>使用印欄には、実印を使用印として使用する場合は実印を、その他の代表者印を使用する場合はその印鑑を押印してください。</p> <p>なお、受任者を設ける場合には、受任者の印鑑が使用印となります。使用印は役職名または氏名等が表示されたものに限りません。（会社名だけの印鑑、役職名または氏名等が一致しない印は不可）</p>
	物品売払入札参加承認証	使用印鑑届と同一の実印、使用印を押印してください。
印鑑（登録）証明書 （写しは不可）	<p>（法人の場合） 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）で、申請時点で発行後3か月以内のもの。</p> <p>（個人の場合） 本人の印鑑登録証明書（市区町村発行のもの）で、申請時点で発行後3か月以内のもの。</p>	
履歴（現在）事項全部証明書写し※	申請時点で発行後3か月以内のもの	
既に交付済みの物品売払入札参加承認証	変更が生じた場合、変更前のものを提出してください。	

※写しを提出する場合は、記載内容が鮮明なものに限ります。

提出書類		新規 登録	変更の場合					
			所在地	商号・ 名称	代表者	受任者	実印	使用印
本組合 所定様式	物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状兼）	○	○	○	○	○	○	○
	使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○
	物品売払入札参加承認証	○	○	○	○	○	○	○
印鑑（登録）証明書 （写しは不可）	法	○	—	○	○	—	○	—
	個	○	△ （注1）	—	○ （注2）	—	○	—
履歴（現在）事項全部証明書 写し（ <u>法人の場合のみ</u> ）		○	△ （注1）	○	○	—	—	—
既に交付済みの物品売払入札参加承認証 （ <u>変更の場合のみ</u> ）		/	○	○	○	○	○	○

注1：商業登記・住民登録上の所在地に変更がない場合は不要。

注2：個人の場合で、代表者を変更する場合は新規登録の取扱いとなります。

4 承認及び承認期間

(1) 承認証の交付

入札参加を承認した方に対し、物品売払入札参加承認証を交付します。

(2) 承認期間

申請日から令和7年5月31日まで

5 記入時の注意

指定番号は本組合で新たに付番しますので記入しないでください。

契約上の受任者を設定しないときは次の書類の「支店又は営業所の所在地」「受任者役職・氏名」の欄には、記入しないでください。

- ・物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状兼）
- ・使用印鑑届
- ・物品売払入札参加承認証

6 申請についての問い合わせ

申請について不明な点がありましたら、本組合総務部経理課へお問い合わせください。

7 担当（受付・問い合わせ先）

大阪広域環境施設組合総務部経理課

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階

06-6630-3349（直通）

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

第 3 条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適

用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

- 3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 管理者は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第5条 管理者は、第3条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

第9条 事務局長は、暴力団員及び暴力団密接関係者が契約相手方及び下請負人等となることを許してはならないものとし、契約相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

- 2 事務局長は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としてしていると認めるときは、第3条第1項第7号の規定に基づき、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

（契約の解除の指導）

第11条 事務局長は、第3条第1項第6号又は同条同項第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(入札等除外措置の通知等)

第 16 条 管理者は、第 3 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定による入札除外措置、同条第 3 項の規定による入札除外措置の解除、第 4 条の規定による注意喚起又は第 12 条第 6 項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

○ 別表

措 置 要 件	措 置
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、各号の規定に該当する者であると知りながら、該契約を締結したと認められるとき	

(参考) 大阪広域環境施設組合暴力団排除条例 (抄)

(組合の事務及び事業における措置)

第4条 組合は、公共工事その他の組合事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものを組合が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

売 払 用

指定番号 _____
(本組合記入欄) 新規
 変更

物品売払入札参加申請書 (誓約書・委任状兼)

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合

契約担当者 事務局長 様 (〒 -)
(申請者) 本店 (主たる営業所)
の所在地 _____
(商業登記・住民登録上の所在地:)

フリガナ
商号又は名称 _____
フリガナ
代表者役職・氏名 _____
電話番号 _____

(契約上の受任者) 支店又は営業所
の所在地 _____
フリガナ
受任者役職・氏名 _____
電話番号 _____

令和4・5・6年度の貴組合における入札に参加いたしたく、次の関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 使用印鑑届 (本組合所定様式)
- 2 物品売払入札参加承認証 (本組合所定様式)
- 3 印鑑 (登録) 証明書 (発行後3ヵ月以内) (写しは不可)
- 4 履歴 (現在) 事項全部証明書写し (発行後3ヵ月以内・法人のみ)
- 5 既に交付済みの物品売払入札参加承認証 (変更の場合のみ)

(誓約事項)

貴組合における入札参加申請につき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 申請書及び関係書類に記載した事項に相違ないこと
- 2 契約を締結する能力を有しない者でないこと
- 3 破産者で復権を得ない者でないこと
- 4 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する行為を行わないこと

(委任事項)

前記、受任者を代理人と定め、貴組合における契約について次のとおり権限を委任します。

- 1 入札及び見積りについて
- 2 契約の締結、変更及び解除について
- 3 保証金の請求並びに受領について
- 4 復代理人の選任及び解任について
- 5 契約の履行に関する保証契約の締結について

本組合 確認 欄				
----------------	--	--	--	--

使用印鑑届

指定番号 _____
(本組合記入欄)

令和4・5・6年度

本店 (主たる営業所) の所在地	
フリガナ 商号又は名称 名称	
フリガナ 代表者役職・氏名	
(契約上の受任者) 支店又は営業所 の所在地	
フリガナ 受任者役職・氏名	
電話番号	
押印欄	実印
	使用印

・使用印は、入札・見積りの参加、契約の締結・変更・解除、契約代金・保証金の請求・受領に使用します。

・使用印は、役職名又は氏名等が表示されたものに限りません。

令和4・5・6年度

指定番号

(本組合記入欄)

物品売払入札参加承認証

本店
(主たる営業所)
の住所

商号又は
名称

代表者
役職・氏名

支店又は営業所
の住所

受任者
役職・氏名

実印	使用印

- 1 この入札参加承認証の有効期限は令和7年5月31日までです。
- 2 申請書類の登録内容に変更が生じたときは直ちに届け出てください。
- 3 本承認証の提示を求められたときは提示してください。
- 4 本承認証は本組合の売払入札の際に通用します。

大阪広域環境施設組合

